

### **3. 新たなサービス体系の確立**

# 地域密着型サービスの創設

要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型(＝地域密着型サービス)を創設する。

## 1: A市の住民のみが利用可能

- ・指定権限を市町村に移譲
- ・その市町村の住民のみがサービス利用可能



## 2: 地域単位で適正なサービス基盤整備

市町村(それをさらに細かく分けた圏域)単位で必要整備量を定めることで、

- ・サービス基盤の整備が遅れているところでは、計画的な整備が可能に。
- ・過剰な整備は抑制される。

## 3: 地域の実情に応じた指定基準、介護報酬の設定(※)

(※)国が定める報酬の水準が上限

## 4: 公平・公正透明な仕組み

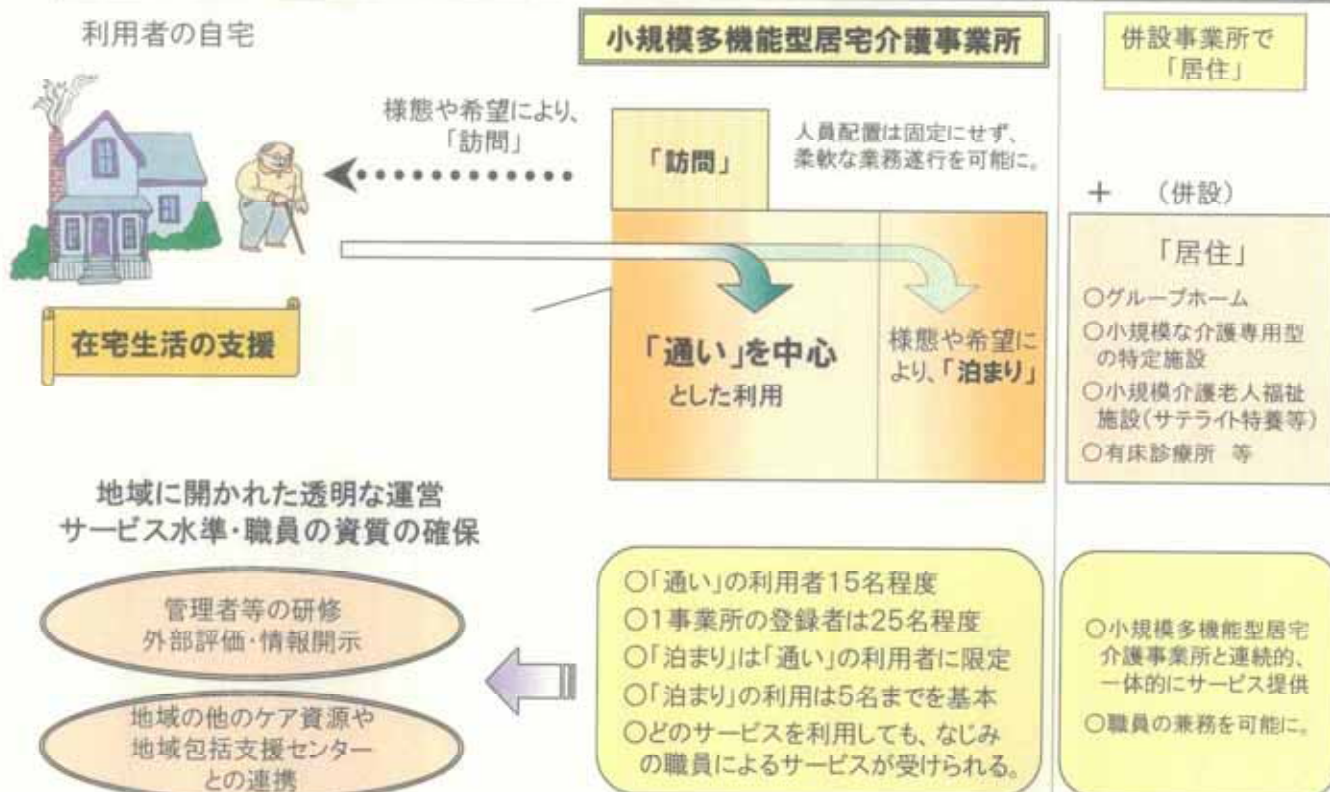
指定(拒否)、指定基準、報酬設定には、地域住民、高齢者、経営者、保健・医療・福祉関係者等が関与

地域密着型サービスに含まれるもの

- ① 小規模(定員30人未満)介護老人福祉施設
- ② 小規模(定員30人未満)で介護専用型の特定施設
- ③ 痴呆性高齢者グループホーム
- ④ 痴呆性高齢者専用デイサービス
- ⑤ 小規模多機能型居宅介護
- ⑥ 地域夜間訪問介護

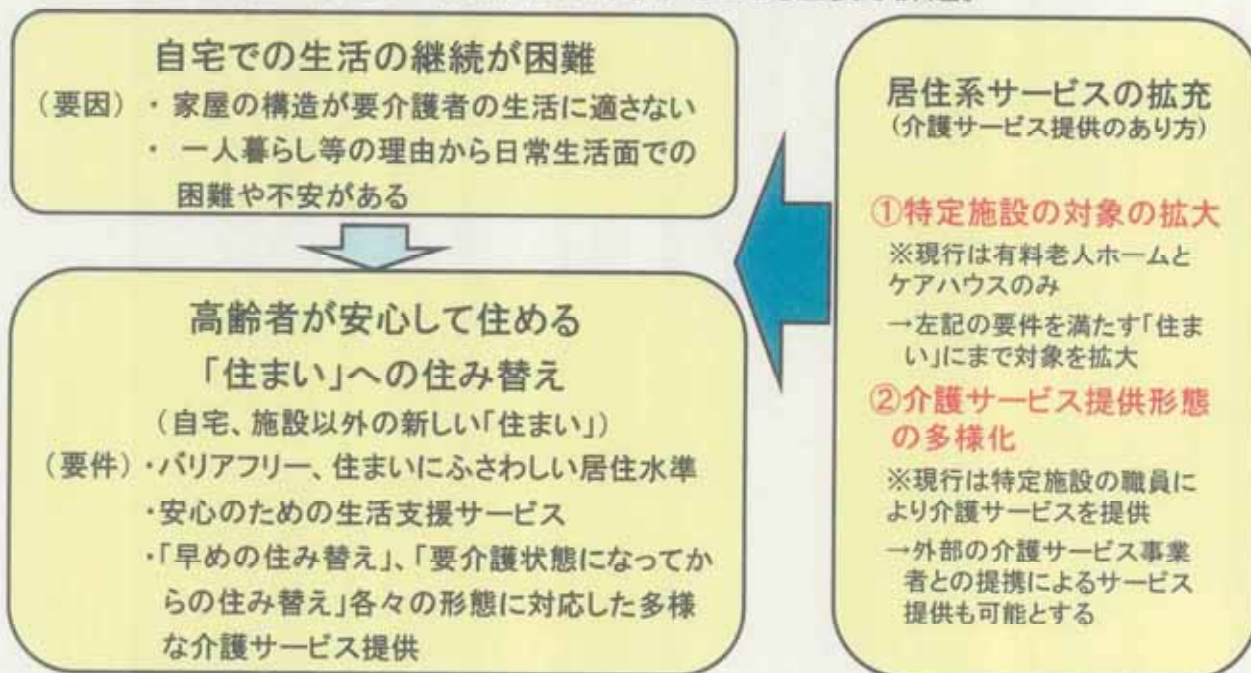
# 小規模多機能型居宅介護(仮称)のイメージ

基本的な考え方:「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援する。



# 新しい「住まい」のあり方

- 要介護状態になった時でも在宅での生活を継続できるようにするためには、ハード、ソフトの両面で安心できる「住まい」が必要。
- 高齢者が安心して住める「住まい」を用意し、自宅で介護を受けることが困難な高齢者に対して、住み替えという選択肢を用意することも重要な課題。



## ケア付き高齢者住宅の整備状況

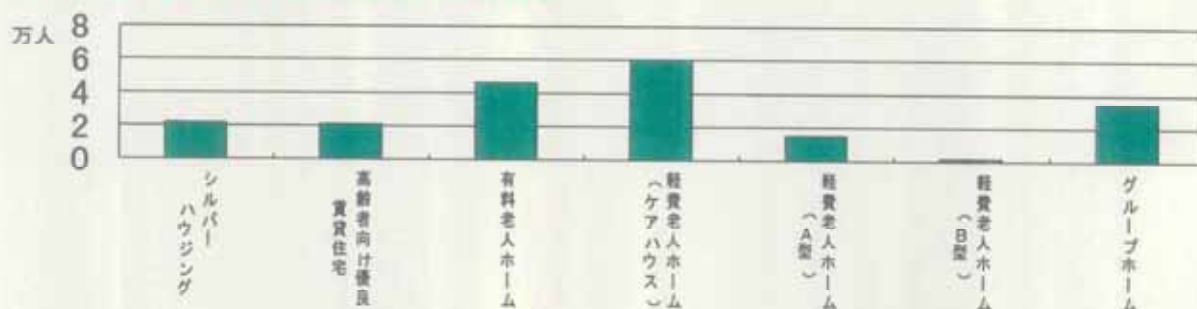
○介護施設とケア付き高齢者住宅の高齢者人口に対する割合は、諸外国が8%を超える水準であるのに対して、我が国では4%に過ぎない。特に、ケア付き高齢者住宅の不足が際だっている。

各国の高齢者の居住状況(65歳以上人口に対する定員の比率)

国名 (年度)	介護施設	ケア付き高齢者住宅
英国 1984	(老人ホーム)3.0%	(リタイアメント・ハウジング)5.0%
スウェーデン 1990	(老人ホーム)3.0%	(サービス・ハウス)5.6%
デンマーク 1989	(老人ホーム(ブライエム))5.0%	(サービス付き高齢者住宅・高齢者住宅)3.7%
米国 1992	(ナースィングホーム)5.0%	(リタイアメント・ハウジング)5.0%
日本 2002	(介護3施設)3.2%	0.8%

資料: 園田真理子「世界の高齢者住宅」(日本建築センター)より厚生労働省老健局振興課作成

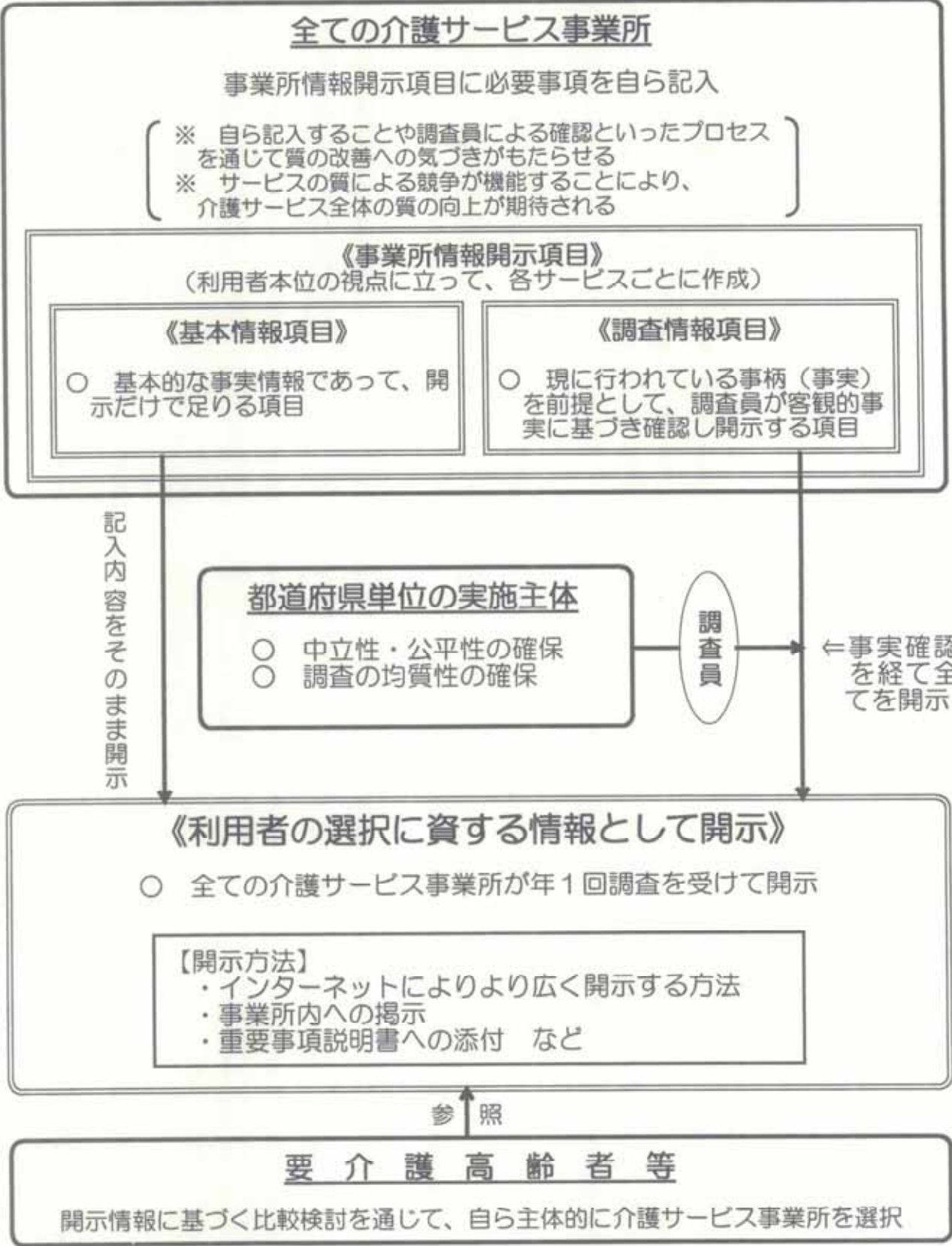
日本における高齢者向けの住まいの定員数



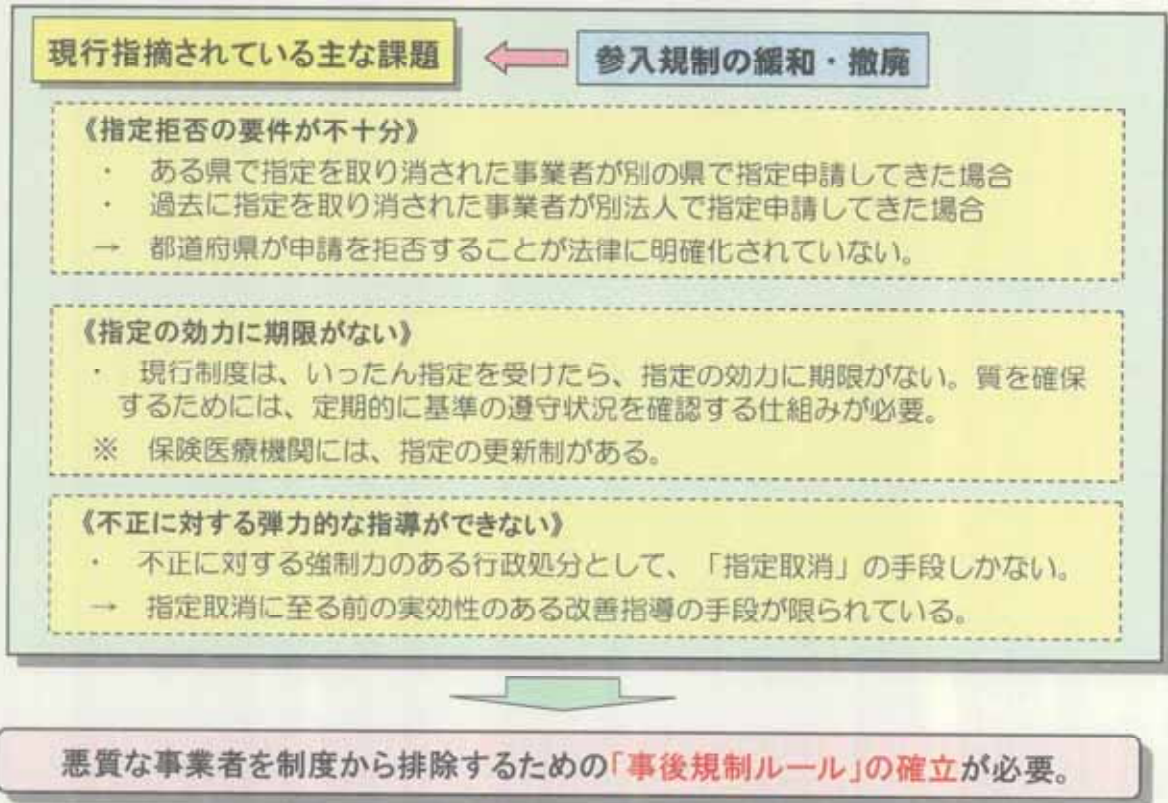
## 4. サービスの質の向上

# 介護サービスの「情報開示の標準化」の概念図

「情報開示の標準化」は、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択（自己決定）」を現実のサービス利用において保障するための新しい仕組み



# 介護サービスの質を確保するための 「事後規制ルール」の確立



## 事業者規制の見直しについて(案)

